

大正三年六月廿六日發 第一號

廣田 榮

西比利亞鐵道局

公第一〇九號

大正三年六月二十日

在浦潮斯德

總領事代理野村基信

通商公報
大正三年六月二十日
第九號

外務大臣男爵加藤高明殿

歐露極東露欽間鐵道之腐敗之
易々食品運搬之爲之冷藏列車
運轉計畫ニ関スル件

新聞通報
大正三年七月一日

近刊露國諸新聞ノ記事ニ依リ本報露府ノ
月報中歐露極東露欽間鐵道ニ於テ果實鳥

在浦潮日本總領事館

獸魚肉牛酪及鶏卵等腐敗之易々食品運
搬ノ爲メ氷藏箱ニ以テ藏置ノ貨車十台ヨ
リ成ル特別列車ヲ試驗的ニ運轉セシメ計畫
アリト云フ同列車ノ運搬方法ニ先ツ東行ノ場
合ニ歐露產果實ヲ滿載ニ途中需要ニ
應ジ其一部ヲ西部西伯利各市中ニ卸シ同時ニ
同各市中ヨリ牛酪及牛肉ヲ積入ニツイテイルクートスク
ハ南濱又ハ浦潮斯德等ノ諸市ニ送リ而シテ
西行ニハ里龍江產魚類同魚卵及鳥肉等ヲ
積載シテ西部西伯利各地ニ其一部ヲ卸シ又之ニ
同地方產ノ牛肉魚類牛酪鶏卵及鳥肉等
ヲ積入レサマシテ莫斯科ヲ經テ彼得堡等ヲ
モ轉輸送スル格ナリト蓋シテ此ノ計畫タル所

吉田

初メ高加索及土耳其斯坦地方ニ於テ種ノ列車
 ヲ運轉セシメ好結果ヲ收メタルニ基因スト云ハ
 ハ今更ニ計畫モ恐ラク失敗ニハ終ラサルニ果シ
 然ラハ今後ハ毎季夏季中同列車ノ運轉
 行ハルニシテ從來極東市場ニ多ク現ハレタルト
 ナキ歐露產果實モ續々市場ニ供給セラルコ
 トナリ其結果從來殆ト獨白的狀態ニ在リ
 本邦產果實ハ多クハ打撃ヲ免レサルニ
 右及報告候敬具

在浦潮日本總領事館

1-1609

西原利重親子

附屬書類添附

大正參年七月廿九日接獲

主善會計課

藤田

支出

公第一〇〇號

大正三年七月二十三日

在哈爾濱

總領事代理領事官浦川



外務大臣芳澤副加藤高明殿

次官

警務長

人事課長

大正三年七月

通商公報

浦朝斯德歐路間直通列車

運轉開始ニ關シテ報告ノ件

東清鐵道廳ノ取扱表ニテハ依

從來浦朝莫斯科間及浦朝

彼得堡間急行列車(一週一回往返)

在哈爾濱日本帝國總領事館

萬國信託會社ノ分リ除キ)ハ「イルク」トシテ

ニ於テ乘替リ要シタルガ今般莫斯

科及浦潮行ハ七月十八日彼得堡發

浦潮行ハ七月二十一日浦朝發莫斯

科行ハ八月二日浦朝發彼得堡行

ハ八月六日各及發車ノ分リ右乘替

廢止シ直通運轉ヲ開始スルコト

相成候今之ガ奔着日定メ表示ス

ハ次ノ如シ

一、浦朝彼得堡間(露國有鐵道列車)

浦朝斯德 發 毎木曜日

哈爾濱着發 毎金曜日

彼得堡 着 毎土曜日

(神戶水三商店製)

一、彼得堡、浦潮間（全前）		彼得堡	發	每火曜日
		哈爾濱	着發	每木曜日
		浦潮斯德	着	每金曜日
二、浦潮、莫斯科間（全前）		浦潮斯德	發	每日曜日
		哈爾濱	着發	每月曜日
		莫斯科	着	每火曜日
三、莫斯科、浦潮間（全前）		莫斯科	發	每土曜日
		哈爾濱	着發	每月曜日
		浦潮斯德	着	每火曜日
三、浦潮、莫斯科間（全前）		浦潮斯德	發	每水曜日
		哈爾濱	着發	每金曜日
		莫斯科	着	每木曜日
		莫斯科	着	每金曜日
右御參考マダ茲ニ及呈報ス致具				

在哈爾濱日本帝國總領事館

（附片）永英三商店

1-1609

高利亜銀行

浦潮路 大正三年八月 一月前 一〇三三
本有者 三〇三三

加藤外務大臣 野村總領事代理

第三七號

時句、夕ノ當地電信句ニテハ、晴号ヲ示シ、羅馬
字綴日本語、公使館報受理セザレトナリ又
本日ヨリ向テ一月間當地露郵及莫斯科間
急行列車、往復ヲ停止セリ、郵便車、通
スルモ參鐵道毎、乗換リ要ス、尚露貨、銀リ、
下落シ、本日ニ至リ、相場場立テ、銀行、送金ノ取扱
ス

第16門

三七
三平

浦潮路 大正三年八月 一月前 一〇三三
本有者 三〇三三

加藤外務大臣 野村總領事代理

第16門

第三七號 浦潮路

時句、夕ノ當地電信句ニテハ、晴号ヲ示シ、羅馬
字綴日本語、公使館報受理セザレトナリ又
本日ヨリ向テ一月間當地露郵及莫斯科間
急行列車、往復ヲ停止セリ、郵便車、通
スルモ參鐵道毎、乗換リ要ス、尚露貨、銀リ、
下落シ、本日ニ至リ、相場場立テ、銀行、送金ノ取扱
ス

新聞掲載

第16門

大正三年八月四日 記録第二部接受

電信課長 在

大臣

三三平

浦湖祭 大正三年八月 前一二六
本有為 三三三〇

次官

加藤外務大臣

野村総領事代理

通商海關

第四〇號

人事

往電第三七號ニ関シ急行列車ニ再々往復ス

會計

ルノトナリタルモ今後何時停止サレヤ計

文書

シリス尚當地上海間義勇艦隊定期航
路停止サル

事務

西比利亞鐵道

政務局長 小村 閣下 西比利亞鐵道旅行中ノ

廣田 海軍大臣

廣田

16日 官西比利亞鐵道由停朝ノ途次七月廿二日
莫其斯哥 度 廿九日 途中何異
異状無シ 汽車ハ凡テ 特別通過リニ
着目セリ

廿日 午夕 駅ニ 埃塞國 交通絶ノ 號
外ヲ 見シ 廿日 朝 滿州里 駅 着 停車
場内ノ 情況 自ラ 平常ト 異リ 場内
軍人ヲ 以テ 充満セリ 揭示場ニ 當 鐵
道リ 本 日ヨリ 五分ノ 間 公用 貨物ノ 外
一般 個人ノ 貨物ヲ 取扱ハカニ 旨ノ 公告
アリ 官西ノ 築車ニ 東行 列車ハ 定
時ヨリ 少シ 遅レテ 發車セリ 此ニ 翌
一日 朝 起 汽車ハ 定時ヨリ 四時 同 途ニ 居
ルニ 氣 附キ タリ 之ヲ 車 掌ニ 報シ タルニ 本
朝 (一日 午 前 一時) ヲリ 汽車 時間 変更 見セ
ラレテ 新 時間 同 表ヲ 用セシメ タリ タリ ト
而シテ 同 車ニ 露國 一 下ニ 各 停 車 場ノ
各ニ 此ニ 下リテ 未 詳ノ 布 告ヲ 掲 示セシメ
見シ 在 露國 郵 船 局 官 布 告ニ 露國
ハ 本日 (一日) ヲリ 露國 郵 船 局 官 布 告ニ 露國
鐵道 局 官 布 告 亦 同 期 及 同 期 共ニ 露國

モノリ 何テ 本日 午 前 四時 近ニ 附近 停 車 場ニ
集 會シ 曠テ 到着 者ニ 十 十 官ノ 命令ヲ 待
ツ ンシ ヲ
又 停 車 場ニ 本日ヨリ 旅客 列車ノ 運 轉
ヲ 中 止シ 數 時 同 表ニ 依リ 列車ノ 運 轉
運 轉 ストノ 掲 示アリ 在 露國 行 列 車ニ 旅
客 列車 郵便 列車ノ 凡テ 廢 止シ 且 日
一 回 極メテ 遅 後 十 混 合 列車ヲ 運 轉シ
各 停 車 場 毎ニ 四 十分 乃至 二 時 間 大 停
車 場ニ 四 時 間 余 停 車スルニ 本ノ 運 轉
同ニ 統々 西 行 列車ヲ 通過 尚セ 此ニ 本ノ 十

日ヨリ 停 車 場 及 二 路 子 道ノ 狀 態ハ 全ク
従 来ト 一 變 無シ 凡テ 軍人ニ 依リテ 護 衛セ
ラレ 列車ニ 七 亦 武 裝セシ 兵士 兼 込ニ
來リ 昇 降 口ヲ 警 戒ス
官 署ノ 東 行 列車 長 時 間 停 車 中
貨 物 車 (二 台 又 ハ 三 台ヲ 連 結セリ) 及 兵 貨
車 (一 台) 運 轉セラレ 運 轉 中ニ 西 行 之
ヲ 目 撃シ タリ 但シ 軍 隊ヲ 輸 送スル 列車
ヲ 見 出シ 二 回 止メ 七 七 夜 間ノ 列車ハ 注
意 尚 存ス 沿 道 所々ニ 露 官 兵 軍 隊ノ
見 出シ 又 軍 用 貨 物ノ 停 車 場 附近ニ 集

積りせしむるアリ
電信局ニリ私ノ電報リ極ノテ運送又ハ不
達ヲ承知ノ上ニアリリ受付ケタトノ揚示アリ
此ルニ一日ニ到リ申達駅ニ達スルヤ令駅長ノ
請ニ滿州ニ於ケル郵員令リ解除セリシリ
トノコトヲ聞ク但シ官署ノ列車ハ何等
ハ電ヲ受取ル迄ハ依然然戰時々同表ニ依
リ運送行スルコトヤ官署ノ列車ニ同業ノ勤
員令リ拵布スルキ下士ハ例ヒ人ノ噂ニ
郵員令取解ノ説アルモ余(下士)ハ官署
差止メノ命令無キ間ハ中止スル能ハスト云ヒ
揚示行ケリ

滿州ニ在ル郵員令取解ハ本國政府ニ在テ
一旦郵員令取解ノ度布シタルモ其ノ要無キ
ヲ認メ之ヲ中止シタルモノトシテ又ハ滿州ハ
姓メヨリ除外シアリヌルヲ事者ノ誤解
ノ為メ郵員令取解下シタルハ其ハ明カトラス
二日官署實者 在露獨田大使ハ回交所
總ノ公文ヲ露國政府ニ手交スルコトノ新厚
號外ノ見ル 傳車場ニ一日日本ハ議士連
ハストウチンヤ方回議員會議ニ出席スルキ
人々ニ解送スルニ四日前同地ニ來首セル
電郵員令取解露西行列車ノ段也ト云フ

今日迄
以上

吉田英利

北支那利平田信代理
 船務大凡記
 大正四年三月五日
 四月五日
 比利船首上船送送
 送況同之件

1-1609

重比の要録也

大正四年四月廿五日 通商第二課

第10門 第1項 第1類 第1種

受08570

官報公告在

大正四年五月七日 記録第二部接獲

要官報掲載 通商公報

通商第五七号

大正四年三月十五日

大正四年四月廿八日 報送第四八二號

在莫斯科

總領事代理

平田知中

通商第二課

外務大臣男高加藤高明殿

モスコリ鉄道輸送近況の圖を件

開戦以來モスコリ鉄道ハ主トシテ軍隊及軍需品輸送ニ供セシメ其ノ普通貨物及旅客等ノ運輸上一大故障ヲ来シ其苦者ハ一時非常ノ悲境ニ陥リタリ其故未ダ尙苦心ノ法第一級貨物之成分先輸送ヲ開始セシ極東及歐亞路向ノ運輸漸次復旧ノ氣運ニ向ヒタリアリ然レテ十月ノ終ニ至ルニ海峽閉鎖ニ次リ白海ナルカ多クモシテ氷ヲ以テシテ莫クモ對知貿易至路ニ陸路瑞由ヲ取回シ得ルモノヲ除ク外極東ヨリノ一途ヲ強クシタリタリヨリ運輸全由輸入貨物ニ近來激増ヲ来シ益々輸送力ノ不足ヲ感スルニ至リ一方極東露領及亞細亞諸國ノ市場ニ對シテ露兵製為物出賣奨励當否至實甚重ク行ヒシ處尙亦近々運輸全由輸出ノ件ニ關シテ露領者尙會議ヲ開キ且ト議リ又昨秋米急案タリシ佛國需要ニ係ルモモシテ十麦買収ノ件ニ對シテ其旨概相傳佛中露兵ニ結果總額六千萬布ノ内其内四千万千五百万乃至千七百万布ノ近々買収ニ着手ス由ナレハ果シテ右小麦輸送ノ開始セシメ時ニ至ル

在莫斯科日本總領事館

利鉄道 運輸上 影響甚大 甚かるが、
 此利線一部 在モスクワ 軍隊及 軍需品 輸送 或分小庫
 ヲ来シタル 模様 現ニ 軍需部 及 莫斯科 地方
 ニ在ル 四月 一ノ日 至ル 至ル 至ル 至ル 至ル 至ル
 ル 在モスクワ 軍隊 及 軍需品 輸送 或分小庫
 各 鉄道 線 二 回 日 間 運送 部 及 莫斯科 地方
 牛 酪 貨 車 五 輛 先 運送 部 及 莫斯科 地方
 一 輛 先 運送 部 及 莫斯科 地方 三 十 輛 先 運送 部
 シル 運送 部 及 莫斯科 地方 三 十 輛 先 運送 部
 右 及 報告 候 教 具

在莫斯科日本總領事館

西の海軍部(五原中)

大正四年九月廿八日接

通第二課

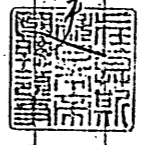
也

通第一七四号

大正四年九月三日

在莫斯利科

總領事代理 平田 為



臨時外務大臣伯耆方隈重信致



米比利鉄道水陸連絡送開坑之開之件

近刊高工新報ノ報スル所ニハ南滿州總領事館ヨリハ...

又ハカラスラ「オホシロ」ノ「オホシロ」...

「オホシロ」ノ「オホシロ」...

大正四年十月十六日記録第二部接

在莫斯科日本總領事館

諸河ノ水路ヨリ高架橋ノ後裏海鉄道各駅ニ陸路水陸

連絡運輸ノ取極本年八月二十六日ヨリ開始セシ...

後ハ水路ノ除外各鉄道也長線ノ對シ露清直輸運賃

率ノ適用シ「オホシロ」...

「オホシロ」及「オホシロ」...

運賃ノ運賃公報ニ千四百ニ昂 矣布ノ率ニ...

又「アルタイ」鉄道「オホシロ」...

全鉄道「オホシロ」支線トナル...

キ九月二日以降三等旅客ノ地方仍舊運輸ノ開坑

スルハ先ナリ

1

大正四年七月廿日 露

駐露公使 第二課

長岡

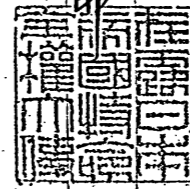
公第一七五号

大正四年十月十五日

在露

特命全權大使男爵本野

外務大臣男爵石井菊次郎殿



通商局

ヤフ

要旨掲載
通商公報

受25010類

後貝加爾鐵道視察工事閉スル件

十月廿日官報ノ報スル處ニ依リハ交通省技師

視線工事視察タメ今月二十九日露都ヲ出發セルモ

際ニ於テ今區間ニハ既ニ列車運轉ヲ開始シ只ク

開通ニ特別委員會ノ点檢後ニ至テ行ナフ筈ナリト云フ

在露國日本大使館

在露國日本大使館

距離ハ百九十一露里其視線工事費ハ二千三百萬留

連シ今區域ノ前半ハ千九百十一年今後半ハ千九百十二年

起工セルモ今地域ハ山石多キハイカル湖ノ嶮山

ナルヲ以テ工事ノ煩ル困難ヲ極メタリト云フ

右ノ見報候 敬具

田中 敬

大正五年八月七日 郵務局 註冊

大正五年八月三日 朝憲機第三六一號

浦潮情報

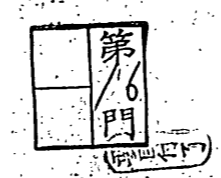
秘受8544號

第一課

浦潮派遣員報告

一 北部西伯利亞鐵道(新)布設計画

通商局



近々トムスカ地方人士ヨリ北部西伯利亞鐵道ノ新線布設實行ヲ促スモノアリ本鐵道ハチエリヤビンスクツ合岐点トシトムスカヲ經テ東ノ方遠ク黑龍鐵道ニ接續スルノ

豫定ナリ而シテチエリヤビンスクヨリチエニ市ノ附近ナルヤルトロフスク市迄ハ既ニ地方有志者及最寄ノ市ノ費用ヨリ以テ測量ヲ終リシカ尚ヤルトロフスク市ヨリトムスカ市迄ノ測量費凡ソ二万留ヲ要シ此ノ資金ソ政府ヨリ支出セムコトヲ請願セリ又トムスカ市ヨリ黑龍鐵道ノ西端迄凡ソ二千餘里ノ測量費凡ソ十萬留ヲ要ス

西伯利亞鐵道(新)五海

大正五年八月七日接

ル力是ハ其ノ出所全ク未定ナ
リ
本鉄道ハ稍輕便式ニ依ラント
スルノ設計ニシテ車輛トモ一
露里六万留ノ豫算トシ全長三
千露里ニ付總額凡ソ一億八千
万留ト假定セリ但シ大ナル橋
梁貴ハ此内ニ含マズ
以上

本書發送先

總督	政務總監	(總務局長)
陸軍大臣	參謀總長	關東都督
軍司令官	師團長	憲兵司令官
内閣書記官長	内務次官	外務次官

寫

大正五年十月廿四號

第ニ四號

受第ニ六四の五 號

大正五年五月七日

在浦朝

總代理 野村基信

寺内外務大臣 宛

極東ニ於ケル鐵道建設希望案ニ関スル件

尙地戰時工業委員會ハ同委員會中央本部ノ通知ニ依
リ十月三十日諸官署公共同體及實業家等共カ、上
當地方鐵道建設案ニ关シ協議ノ結果中央本部ヨリ
スル所アリシカ在依レハ同委員會ノ建設案中ニ
希望セル豫定左ノ如シ

外務省

一、北部西約州鐵道　ハ、ハナ河流域トオホソク海ト
連絡ヲ圖ルニシテ、ハナ河鐵道豫定線ト接続シテ
期ニアマンヨリ、ネリカンニ至ル向ノ建設ハ河川ヨリ、オホソク
海ト連絡ヲ圖ルコト

二、オカリガ鐵道　本線ハ、濱海州オカリガ湾トウズリ、鉄
道トノ連絡スルニシテ、オカリガ湾ノ將來鑛業ノ中心地ト
シテ有望ナリ、濱海州木材業ヲ控出シ、強民地トシテ、本
線ノ價值大ナリトス

三、三尾龍江上ツツネセンスエマウイムパライトルムカヤ、カ、ワ、ニ
至ル線　本線ハ、濱海州ノ木材代棟、駒、カ、資、行、ト、シ
四、ス、イ、ヤ、ン、鐵道ノ改築、現在ノ官有「ス、イ、ヤ、ン」炭坑、所
屬ノ狹軌鐵道ヲ改築シ、廣軌トシ、オホソク、ス、イ、ヤ、ン、炭坑、所、屬
ス、イ、ヤ、ン、河、ニ、沿、ヒ、ナ、ホ、ド、カ、湾、ニ、出、テ、レ、ン、ト、ス、ル、ニ、シ、テ、其、

西村利五郎

目的「スーヤン」ノ撤出ヲ容易ニシ其結果賣價ヲ
 低廉ニシ其地市場ヲ救フニ在リトシ競争セシメントス
 五、バンカノ支線 所スリノ鉄道ヨリシカ湖岸「カ
 ル」イボロ「フ」ニ至ル支線ニシテ向地ノ「農産物」ノ撤出
 ヲ容易ナラシムノ目的ヲ有ス
 右之外同委實合ハ思物鉄道「フ」ニヨラエ「フ」ニ至ル
 通達設案ヲ支持セリ

不審の如き通達を仰ぐ

外務省

1-1609

第10門

西比利鐵道複線工事
ノ現況

外務省

西比利鐵道複線工事ノ現況

1-1609

西比利鐵道複線工事ノ現況

緒言

第一 複線建設ノ由來

第二 複線敷設ノ順序

第三 複線敷設ノ工事費

第四 複線工事ノ現況

一 介ルケーツクアチンヌク間複線工事ノ并ニ

其山地尾改良工事ノ現況

外務省

二 アチンヌクオホスノ間複線工事ノ現況

三 介ルケーツクバハカル間並ニカレイルカヤ

クシホノ間複線工事ノ現況

四 ラムスク以西ノ西比利複線工事ノ現況

五 貝加爾湖線複線工事

結論

附録

チエリヤピンヌク以東滿州里ニ至ル

大停車場及其巨費

緒言

大西比利ヲ貫通スル西比利亞鐵道ハ

(一)西比利鐵道(チエリヤービンスク、イルクーツク

間)(二)後貝加爾鐵道(イルクーツク、滿州

里間)(三)東清鐵道(滿州里、浦塩斯德

間)ノ三鐵道ニ依リテ歐亞ト極東トヲ連

結スルニシテ現時其複線敷設工事ハ右(一)

西比利鐵道ノ内アチンスク、イルクーツク間(第

外務省

一期)並ニ(二)後貝加爾鐵道ノ内イルクーツク、カ

井ハスカイヤ間(三)西比利鐵道ノ内オムスク、アチ

ンク間(第二期)ニ行ハレソ、アルヲ以テ本局

事務ノ以テ範圍ニ限リ調査スルナリ

又本調査ハ主トシテ右ノ記録ニ依リタルモ

材料ニシテ複線敷設工事ノ現況ヲ悉知

スルニ困難ナリシヲ以テ昨年中十月迄ノ同線

ヲ經過シタル際見聞シタル所ニヨリ補正シ

夕リ

一 西北利鐵道 後線工事 二 國大

在露日本大使館並ニ在海盜日本

領事館報告

二 正路國月報

三 通商彙纂

四 正路國鐵道旅行案内

外務省

1-1609

第一 複線建設ノ由來

西比利鐵道全線ヲ複線トナスノ計畫ハ既ニ千九百二年同鐵道建設ノ當初ヨリ全圖セラレタル所ナレドモ其工事費ノ莫大ナルヲ差當リ複線ノ必要ヲ認メザリシヲ以テ工事ノ具體的立案ハ一時見合セラレタリシガ其後ニ惹起セラレタル日露戰爭ハ偶然ニモ該鐵道單線ノ非常ニ不完全ニ

外務省

シテ一朝有事ノ日必要ヲ充タスルニ足ラザルコト適確ニ立証セラレタルト同時ニ戰後政府ノ確立シタル西比利亞開發政策ノ實行ニ伴ハル、歐中路ヨリノ類繁ナル移民並ニ貨物ノ運搬ニ適セサルコト明白トナリタレバ急速ニ其交通機關ニ改善ヲ加フルノ必要アリトナシ交通省ハ法案ヲ定メテ大臣會議ニ提出シ其決議ヲ經テ是レガ經費ノ支出ヲ

帝國議會ニ要求スルニ至リタルナリ其原
案尤ノ如シ

(一) 西比利鉄道アケシスク、イルクーツスク間ノ
複線ノ路並ニ其他建造物ノ構築工事
ハ同地方山地扈ノ改良工事ト共ニ千九百
十一年末マテニ竣工ヲ見込ヲ以テ遅滞ナク
着手ノ許可ヲナスコト

(二) 前記第一期工事ニ要スル費額ハ經費支
外務省

出ノ必要アリサル運輸費三千七百〇七萬ニ
千四百留ヲ除キ三千七百二十六萬三千七百留
ト確定スルコト

(三) 西比利鉄道ノ傾斜ヲ緩ニシ屈曲ヲ真直ニ
スルノ費用トシテ大臣會議ノ決議ニ基ツキ
支出シタル金額四百萬留ヲ前記第一期工事
費ニ轉用ノ許可ヲナスコト

(四) 千九百七年臨時豫算第十六條第二項ニ

於テ条件附支出ヲナスヘキモノトシテ計上
シタル金額二十一萬九千八百三十九圓ヲ帝
國豫算審査条例第十七条ニ基キ前
記第一期工事費トシテ支出スルコト

(五) 交通大臣ハ第一期工事ノ竣工ニ要スル残
額(前記第二項ノ豫定額三千七百七万二千
四百留中ヨリ第三項及第四項ヲ加ヘタル支出
額四百二十一萬九千八百三十九圓ヲ控除シタルモ

外務省

ノ) 三千二百八十五萬二千五百六十一留ヲ豫定ノ
期限内ニ前記工事ヲ遂行スルニ必要ナル年
割額ヲ定メ次年度ヨリ臨時豫算トシテ計
上スルヲ得ルコト

(右案文千九百七年七月十七日
ノイウナエシレミヤ紙所載)

下院ハ右原案ノ送附ヲ受ケタルヤ委員ヲ設ケ
テ之ヲ審査シ多少ノ修正ヲ加ヘタル後之ヲ可
決シテ本會議ニ附シタルガ録ニ千九百七年六月

十六日委員會議決議通り之ヲ可決シテ上院ニ廻附シタレハ上院亦之ヲ可決シ案ハ上院議長ノ手ヲ經テ陛下ニ奏上セラレ七月十日勅裁ヲ經五月二十七日次ノ如キ法令發布セラレニ至レリ

第一條 西北利鐵道線路中オムスクバイカル間

タンハイ(後貝加爾鐵道ノ起點)カール

ムスカヤ(オトレレンスク及マンチヂエリヤ線ノ

外務省

分岐點)間複線工事並ニアチンスク及

イルクトゥスク間ニ於ケル山岳尾ノ軌道敷

築工事ヲ國庫金ヲ以テ遂行スルコト

ヲ政府ニ一任ス

第二條 アチンスク及イルクトゥスク間ニ於ケル山岳尾

軌道ノ敷築並ニ前條記載ノ複線敷

設及四十二ヶ所ノ迴避線敷設等ノ工

事費トシテ第一期支出豫定額ヲ三千

六百七萬六千留ト定ム但ノ必要材料
ノ運搬費ハ此豫定額中ニ含マレルモノト
ス

第三條第二條ニ指差セル費途中本年度内ニ

國庫ヨリ千五百二十一萬三千六百五十七
圓ヲ支出スベシ但右ノ内四百二十一萬九千

八百三十留ハ既ニ千九百七年度ニ於テ
アチシタク及イルクトモク間ノ區域ニ於ケル

外務省

傾斜及曲線ノ修理並ニ複線ノ敷設

費ニ充テタルモノヲ流用シ、千九百七萬三千
八百二十七留ハ同上區域ニ於ケル軌道ノ改

築複線ノ敷設及四十二ヶ所ノ迴避線

敷設費トシテ本年度ニ於テ支出スルモノ

トス (本法令四十二年八月三日附在大デッサ
帝國領事館報告)

此法令ニ依リテ前年来既決ノ問題タリシモ未ダ

公然工事ニ着手セザリシ複線工事ハ公然工事ヲ

開始タルニ至レルナリ

第二 複線敷設ノ順序

前項複線敷設工事費支出ノ裁可法律ニ面

ニ於テモ現ラレ得ル如ク西比利鐵道複線敷

設工事ハ二期ニ分テ先ツ第一期トシテイルク

ック、アチンスケ間延長千百七十六兩路里間ノ複線

敷設ヲ完了セラル^{（確定ナリ）}内線路ノ傾斜ヲ

緩ニスルノ目的ヲ以テ改築ノ必要アリト認メテ

外務省

タル山地底線八百十露里ナリ^{（又）}シマール、ホロ

ック十間百十四露里ノ地底ハ既ニ法令發布

以前ニ前年度ノ經費ヲ以テ工事ニ着手セラ

レタリ

其他オムスク、アチンスケ間延長千百二十八露里

ノ複線工事モ^{（又）}第二期トシテ右ニ次テ起工セラ

ル^{（又）}イルク、ソック、満州里間ノ複線工事ニ着手

スル豫定ナルヲ今古ノ敷設計畫原案

其他各段ノ事情ヲ綜合シテ起工順序ヲ
列記スレバ右ノ如シ

一 ジマー、ポロワイナ間

二 イルクトック、アチンスク間 (ジマー、ポロワイナ間ヲ除)

三 アチンスク、ノウホニョラエウ間

四 ノウホニョラエウ、オムスク間

五 イルクトック、バイカル間

六 タンホイ、カルムイヌカヤ間

外務省

而シテオムスク以西ハ當分複線ヲ敷設セズ
チエメニヲムスク間ノ新起工線ヲ代用セラル
豫定ナリ

第三 複線敷設ノ工事費

當初政府ノ議會ニ要求シタル總豫算ハ

チエリヤビンスク、アチンスク間 五五、五〇〇、〇〇〇 萬

アチンスク、イルクトック間 廿七、一五〇、〇〇〇

イルクトック、マンギエリヤ間 五〇、四〇〇、〇〇〇

計

一七三、〇五〇、〇〇〇

ナリシガ其後オムスク以西ハキエメニテ経テ北部
鉄道ト連結セルコト、ナリヌカラムイヌカヤ以東ハ

里龍鉄道ヲ敷設セラル、コトニ決シタルヲ以テ

複線建設ノ要ナキニ至リ老ノ知キ概算ヲ

見ルニ至レリ

アチンスク、イルクーツク間

六三、〇〇〇、〇〇〇

ヲムスク、アチンスク間

二八、〇〇〇、〇〇〇

外務省

イルクーツク、カラムイヌカヤ間

三四、五〇〇、〇〇〇

キエメニ、ヲムスク間

三二、〇〇〇、〇〇〇

然レトモ其經費ノ支出ハ各年度ノ豫算ニ於テ

議會ニ要ボシ其議決ヲ經テ陛下ノ發布セ

ラル、法令ニ依リテ定メラル

當時露路紙ノ一ガエケレイヤハ各處ノ每一露路里

ニ對セル複線費用ヲ算出シタリ、是上乃トシテ老

ニ之ヲ揚グベシ

本ムスク、アケンヌク、尾根線工事費ハ現金
 支出ノ要ナキ運輸費ヲ除キ二千八百一十九
 千箇弱ノ概算ニシテ延長千三百三十二露里
 ナルニ付一露里約二万四千七百箇ニ當ル又
 イルクーツク停車場ヨリバイカルマデ及タンホイ
 ヲリ満州里マテノ後見加爾鐵道複線工事
 費ハ四千八百十四万九千箇ニシテ其延長千二
 百三十五露里ナルニ付一露里約三万九千箇ニ
 外 務 省
 當ルハ一露里ニ對シテ費額ハカルイムスカヤ停
 車場ニ至ル線路ニモ適用セラルル^ルイルクーツク
 具加爾間及タンホイ、カルイムスカヤ間八百八
 十三露里ノ敷設費ハ三千四百四十三萬七千箇
 トナルナリ又アケンヌク、イルクーツク間ノ複線敷
 設費ハ山地庵ノ敷設費ヲ合シ六千七百十四
 萬八千九百箇（現金支出ノ要ナキ運輸費ハ
 此外トス）ト定メテレタリ之ニ依ルハ線路敷設ヲ

要セサル部分ノ一露里ニ対スル費用ハ三万一千
百八十箇ニシテ新ニ設ルル一キ線路ノ部分
ハ一露里ニ付ハ万三千四百箇ニ当ル又且ル有
湖上ノ渡置力ヲ増加スルニ要スル經費ハ約三
百萬箇ナリトスル之ニ由レバオホクナルハ大
カヤ間ノ複線布設並ニ且ル有湖渡置力
増加ノ設備ハ約一億六千万箇ニ上ルナク(千
九百七年七月二十日同紙)

外務省

右ノ素ヨリ精確タルヲ保スル能ハザレド以テ其
概算ヲ推知シ得バシ

以上ハ概算ニ過ギサリシガ千九百九年露曆六
月十日附法令第百三十一號至二十二日附法令
第百三十六號ヲ以テ經費支出ニ關スル確定法
律公布セラレタリ該法ノ内容ハ如クニシテ動
カス可カラザル数字ナリ

一、ヲムスク、アキンスク間 二九、八六〇、九八一箇

1-1609

<p>但車輛費並ニ建設材料ノ運搬費ハ合ス 内八百萬圓ヲ國庫ヨリ支出シ其内三百萬圓 ヲ千九百〇一年度豫算歳出第四百二十六項規 定ノ費目ニ充テ當シ残額五百萬圓ヲ千九百 〇一年度ノ費目トシテ支出スルコト（法令百廿一號）</p>	<p>二、アチンスク、インケンチスカヤ（イルクーツカヤノ前駅）間 三四五四九、二四四〇 但材料輸送費並ニ経費基金ヲモ含ム又 イルケンチスカヤ、イルクーツカヤ間 七九四、二四七〇</p>	<p>外務省</p>	<p>内九百萬圓ヲ國庫ヨリ支出シ其内五百萬圓 ヲ千九百〇一年度豫算歳出第四百二十六項規 定ノ費目ニ充テ當シ残額四百萬圓ヲ千九百〇一 年度費目トシテ支出スルコト（法令百三十六號）</p>	<p>三、イルクーツカヤ、バイカル間 三四、九一四、六三四〇 タンホー、カルルイスカヤ間 但同区内ゴレホンキヤ間及スホント、ヤブロチナヤ間 両山岳線路改良工事ハ其中ニ含ムズ</p>	<p>内五百萬圓ヲ國庫ヨリ支出シ其内百萬圓</p>
--	--	------------	--	--	---------------------------

1-1609

ハ之ヲ千九百八年度豫算歳出第四百三十六項
 規定ノ費目ニ向ケ残額四百萬圓ハ之ヲ千九百
 九年度ノ費目トシテ支出スルコト(法令第百三十六號)
 四 千五百ニ、ヲハスク間 三一、八八〇、〇〇〇圓
 但車輛費並ニ注費基金ヲモ含ム
 内三百九十萬圓ヲ國庫ヨリ支出シ其内九十萬
 圓ヲ千九百八年度豫算歳出第四百二十九
 項規定ノ費目ニ向ケ残額三百萬圓ヲ千九
 百九年度ノ費目トシテ支出スルコト(法令第百
 三十六號)
 是ニ依リテ豫算確定セラレ第一回支出ヲ行ハ
 レタルモノニシテ其残額ハ翌千九百十年度ノ豫算
 ニ計上シテ支出セラル、モノトス
 第四 複線工事ノ現況
 西北利根線工事ハ全線中、最難工區ト稱セラ
 ルルアキシスク、イルクノツク間ノ山地區ニ改築工事

ヨリ着手セラレ先ノ第一期線区ノ工事ヲ完
了シ漸次第二期線ノ工事完成ヲ計テ
政府ノ豫定ナルコト既記ノ如シ現テ
テ第一期線区ハ半略キ以上土工完了ヲ告ケ
其一部ニ在リテハ既ニ線路ノ敷設ヲ終リテ
列車ノ運轉ヲ開始セルアルモ第二期ニ屬
スル部分ハ（目下工事中ナルガ處トシテハ）作セ土工ヲ開始セルニ過キ（セリ前記）テ
シテ貝加爾湖線ニ至テハ未タ工事ヲ進
（測量ヲ遂ゲタルノハニシテ）
外務省
涉セシメ居テス以下項ヲ介テ詳説スヘシ
一イルケイツク、アチンスク間複線工事並ニ
其山地區改良築工事ノ現況
此區ノ複線工事ハ豫定ノ如ク進捗セルヲ
以テ本年度即千九百十一年末ニハ全部
完成シ列車ノ運轉ヲ見ルニ可シ現テエニ
河トイ本支流ノ橋梁ヲ除クノ外工事完了ヲ
告ケ場所ニヨリテハ線路ノ敷設ヲ終リ列車ノ

1-1609

新線上下通行セルサヘアリ(註ジメサリ間五十三
里、千九百九年十月既ニ開通ノ運ニ至リ)
 唯特記ス一ヤハ後線トシテ敷設セラレツ、アル
 新線路ハ概シテ現用線路ト並行セルヒ大
 部ハ舊線ト路盤ヲ同テヒス、唯停車場、橋
 梁及其附近ニ於テ現線路ト合セルモ中間ニ
 テハ救サセシメ乃至救露里ヲ青岡セリ殊ニ
 傾斜ヲ緩ニスルノ目的ヲ以テ構築セラレタル山
 地處ニ在リテハ處々ニ於テ旧線路ト相交叉セ
 外務省
 ルカ迂回ノ度旧線路ヨリモ甚クシ、概シテ新
 線路ハ傾斜緩ニシテ機關車前後ニ軌ヲ
 使用スルノ必要ナク速カキ亦舊路ヨリハ大ニス
 ルヲ得ルカ故ニ完成ノ曉ニハ貨物ノ輸送量着
 シク増加セラレ、ニ至ルヘシ又改築セラレタル旧線
 路中ニ曲半徑百五十一メートル最大傾斜 千分
 ノ十七ナル個所アリシカ故築ト共ニ曲半徑ニ百
 メートル最大傾斜 千分ノ十二ニ改定セラレタルナリ

1-1609

ニアチンスク、オムスク間複線工事ノ現況
 此處間ハ平地ニシテ工事比較的容易ナリシカ
 爲自然第二期ニ屬セラレタルモノナルガ後目加
 直線ノ複線工事ト同時ニ千九百八年六月
 其敷設ヲ決定セラレ次テ千九百九年六月其工事
 費支出法案発表セラレ 一 同年中準備工
 事ヲ終リ千九百十年度ヨリ工事ニ着手セラレタ
 リシガ本年半頃ニハノウホニコラエウ、アチンスク間五百
 四十一露里ノ土工略オ完成ヲ告ゲタル模様ナリ
 ノウオニコラエウ、オムスク間五百八十七露里ノ工事
 モ既に土工ヲ開始セラレツ、アレバ本年中ニハ終了
 スヘク豫定期限タル千九百十二年迄ニハ線路ノ敷
 設ヲ終リテ列車ノ運轉ヲ見ルベシ本線正ハ新
 旧兩線ノ路盤ヲ同フセル所比較的多シ
 三 イルクーツク、バイカル間並ニカルイムスカヤ、
 タンホイ間複線工事ノ現況

外務省

1-1609

前記アチンスク、オムスク間ノ複線工事費ト
 共ニ千九百九年六月其工事費支出ニ用スル法
 律案ノ公布ニ依リテ工事ニ着手スルニ決セテレ
 全九月初旬工事擔任者ノ任命ヲ終リ先ヅ
 欽橋工事ニ着手シ冬季間ニ諸種ノ準備ヲ
 為シ千九百十年春ヨリ工事ニ着手セラルルカ
 同年暮ニ放テイルタートメク、バイカル間五十一
 露里ハ略土工ヲ了リタンホイ、カル井ムスカヤ間
 外務省
 千九百十一年西路里間ハ土工工事半ハニモ遠シ目
 下セレンガ沿岸ノ複線工事中ナリサレト本
 尾ハ古工事中ノ箇所ヲ除ケハ概シテ平坦ニシテ
 工事極メテ容易ナレバ其竣切ハ存外違ハナ
 ル可ク豫定ノ千九百十二年マデハ結了ヲ告グル
 ニ至ルヘシ
 四ヲムスク以西ノ西北利複線工事ノ
 現況

1-1609

西比利鉄道複線工事ノ起エト同時ニ此鉄
 道ヲ北部鉄道ト連結シ「ヘルム」「ウヤトカ」「ウオロ
 ヲダ」等ノ各駅ヲ經テ露都ト接続ヲ圖ルノ
 目的ヲ以テ其結果チエ「メント」オムスケトヲ連結
 スルノ新線路ヲ敷設スルノ計畫立チタルヲ以テ
 今ハスケ以西ハ急ニ之ヲ複線トスルノ必要ナシト認
 ヲ昔方從前通り單線トナシ右新設線路ヲ
 以テ之ニ代用セラル、方針ナリ此兩駅間ノ二區
 外務省
 音ハ五百三十二露里ニシテ工事ハ左程困難ニアラ
 ス目下工事中ナルガ午九百一十一年中ニハ竣工スル
 ニ至ルベシトテ「竣工ノ曉」ハケリヤピンスクノ經由ニ
 比シ露都オムスケ間ノ往復時間ハ短縮スベク
 少ナカラザル利益アリ
 又オムスケケヤリヤピンク間ハ大部高原ナレバ
 地底陸テ平地ナルヲ以テ工事極メテ容易ナリ
 故ニ萬一ニ際シテス急ニ複線ヲ敷設スルコト

1-1609

ヲ得トシテ

五目加再廻湖線複線工事

此處ノ複線工事ハ全線中最モ困難ナルヲ以

テ起エテ見合セテラレタリシモ千九百九年六月

他線正ノ複線工事着手ト共ニ其他要ヲ記

スルニ複線ヲ敷設スルコトニ決定シ先ツ其

踏査ニ從事シ次テ之ニ必要ナル經費ヲ支出ス

ルコトニ決セリ是レ陸軍省側ノ意見ヲ採用

外務省

シタルモノナリト

(参考) 西比利問題ニ第二十六節 沙款ニコレバ政府

ハ目加再湖正廻湖直ヲ重視シ之ヲ複線ト

ナスコトニ決セリ而シテ其茲ニ至リシ所以ハ陸

軍部内ノ意見執力ヲ得タルカ爲ニシテ陸

軍省ハ軍事上ヨリ複線工事ヲ施スヲ以テ

必要ニ認テシテ其助ニ於テハ本意中ニ

測量ニ着手スルニ決シ之ニ必要ナル經費ヲ

支出シタ價(四十二年七月露國月報)

現時未タ何等複線工事ノ開始ナキモ
クルツトク以西ノ諸隧道中大部分ハ其出入
口敷タイトル間等ニ産部ヲ擴張整頓シテ
複線ヲ敷設シ得ヘキ幅員ヲ豫備シテリ
若シ之ニ準シテ内側壁ノ間壁ヲ行ハハ複
線ヲ通シ得ルノ状態ナハモ全部ニ石石ニシ
テ工事頗ル困難ナリ但シ其石多クハ
片麻岩ニシテ且石層多ク線路ト斜交セル
ヲ耐カカシ思フニ至線中最難工事ナルハ
該切取最難ナル可シ

外務省

結論

要之現時感シ行ハレソハアル西比利鐵道ノ複線敷設工事ハ遲クモ兩三年ヲ経テ全部完了スルニ至ルハキハ言フ候タス而シテ之カ竣工ノ曉ハ是レニ稍後レテ竣工スベキ黑龍鐵道ト相俟テ現政府ノ期待セラル西比利同表ノ為メニ非常ナル便利ヲ與フルニ至ルハキヤ也此便宜ヲ利用シテ歐羅

外務省

巴露西亞ヨリ西比利内地殊ニ極東地方ニ移住スルモノ益増加スルナルハク隨テ從來荒蕪不毛ノ曠野ト見做シ殆シト意ヲ以テ致スモノナカリシ西比利モ之ヲ考メテ農事ニ商業ニ鑛業ニ牧畜ニ著シキ進歩ヲ遂クルニ至ルハク十數年ノ後ニ西比利ノ各地ハ全然面目ヲ一新スルニ至ルハク日鮮合邦ニテテ境土相隣スルニ至リタル我國ハ大ニ此計畫ニ首意を所ナカレ可カラス

附録

チエリヤビンスタク以東滿州里ニ至ル

大停車場及其巨膏

西比利鐵道 自チエリヤビンスタク至トルゲートック 三千四百九十九里

チエリヤビンスタク — トルガン間 二四一 里

クルガン — パトロバウロウ間 二四九

パトロバウロウ — オムスタク間 二五五

オムスタク — タタルスカヤ間 一五八

外務省

タタルスカヤ — カンスタク間 一四六 里

カンスタク — チウリウ井ム間 一六〇

チウリウ井ム — ノウホニコラエウ間 一二三

ノウホニコラエウ — タイガ間 二一五

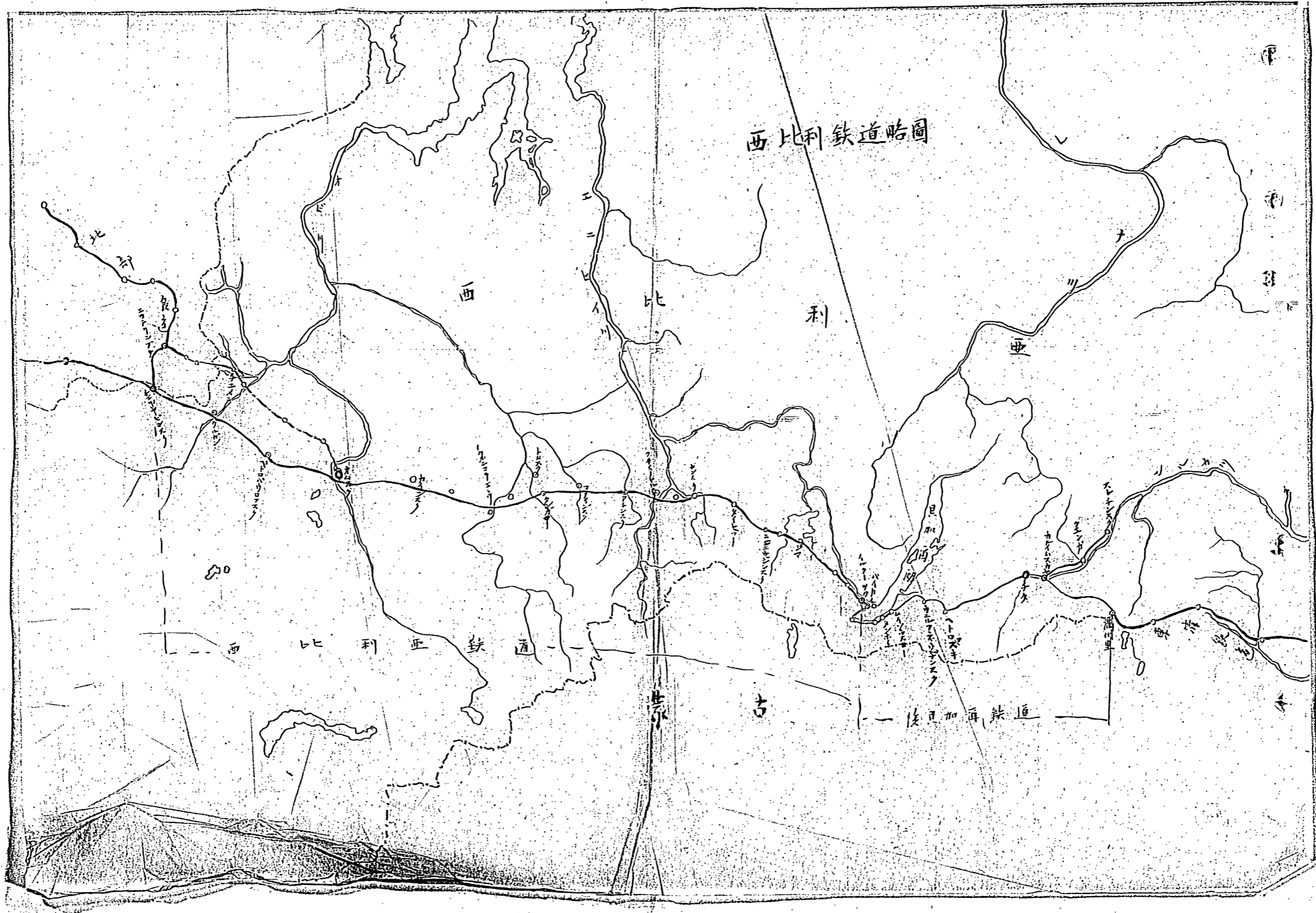
タイガ — アチンスタク間 三二六

アチンスタク — クラスノヤルスタク間 一六七

クラスノヤルスタク — カンスタク間 二二七

カンスタク — タイセツト間 一五八

タイセツトーニジチウジンズク間	一五九
ニジチウジンズクージマ間	二三九
ジマーホロビーナ間	一三九
ホロビーナーインケンチエスカーヤ間	九〇
インケンチエスカーヤーイルクートエク間	七
後日加再鐵道	自イルクートエク 至カル井ムスカーヤ
千〇七十二露里	露里
イルクートエクーバイカル間	六一
バイカルーウ井ドリノ間	一五六
外務省	
ウ井ドリノータンホイ間	三四
タンホイーム井ソウネカヤ間	五十四
ム井ソウネカヤーセレンガ間	七九
セレンガーウモルフチウジンズク間	五五
ウモルフチウジンズクーベト只ウウシキ間	一五三
ベト只ウウシキーチタ間	三八五
チターカル井ムスカーヤ間	九四
カル井ムスカーヤー満州里間	三十三



1-1609

右の如く
昭和六年十月三日

西野
二七二七

在哈尔滨

總領事 佐藤尚武

外務大臣 法華博士 野村 毅

東洋鐵道及西伯利亞鐵道輸送

問題に關する書翰提出件

東洋鐵道並西伯利亞鐵道輸送問題に關する別紙に於ては、
市に於て鐵道輸送能力整理會議召集由來、並に東
洋鐵道理事會職工及労働者同志會より全露國輸送

恒通大會に對する報告書、在當地滿鐵公會長に於て
釋出、本社に報告せられたるものと、處何等以て奉
及提出を伺ひ査閱せられたるに、以て申進し、敬具
追つて、本報が新聞紙に他出版物に公表せられたる
内容に對し、本報に於て、本報に於て、本報に於て、

本報に於て、本報に於て、

イルクーツク市に於ケル鉄道輸送
能力整理會議召集由來

千九百十七年七月十三日(新曆七月二十日)
イルクーツク市に於テ執行委員會付屬
輸送委員會ヲ議ラ催シ、哈爾濱輸
送委員會、浦塩斯德執行委員會附
屬輸送委員會及ビサマル市地方輸
送局、代表者之ヲ參會セリ
會議に於ケル意見交換の結果本年
五月ヨリ始マレル西伯利亞及ビ極東幹

線に於ケル輸送能力ノ破壊ハ甚ク停
止セザルノミナラズ一層甚シキヲ加ヘ来リ冬
月ニ於テハ却テ絶望的性質ヲ帶ハルニ
至レリ 明ニセリ
本年五月以來トムスク鐵道に起リタル
軍需品及ビ給養品通過貨物輸
送ノ停滯ハ主トシテ機關車不足ノ結
果ニ基ツクモノニシテ通過貨物ノ對ス
ル該鐵道ノ輸送能力ハ實ニ七五
%ノ殺減ヲ見ルニ至レリ
トムスク鐵道内機關車ノ不足ハ戰時

に於ける過激ナル使用ノ結果修繕スベキ機関車數非常ニ増加シタルト機関車修繕作業が順當ニ行ハレザルトニ由ルモノナリ(現在修繕中ノ機関車ハ全鉄道概算車全數ノ三〇%ニ達ス)上述ノ添固ト基ツキトムスクハ道ハ後具加尔鉄道ヨリ一昼夜ノ刻受車輛數從來ノ規定ニ百五十車ニ對シ僅ニ百二十四車ノ制限スルニ至レリ

右ノ關係ニ後具加尔南鉄道ニ在リテ常設並ニ臨時増設貨物倉庫全部ニ在

貨充滿シ遂ニ東清鉄道ヨリ貨物引受ヲ制限スルニ至レリ尚ホ自己鉄道ニ於テモ全編ト互リテ貨物ノ積込發送ヲ廢止シタル結果トムスク鉄道宛及ヒ全鉄道以西(ニジネウダインスク以西)宛ノ貨物渋滞ニ百萬ブードニ達セリ又東清鉄道ニ在リテモ他ノ諸地点ニ於テハ滞貨以外ニ浦塩點德ノミニ於ケル重要貨物(軍需品及糧食)四千二百萬ブードノ停滯ヲ見ルニ至レリ尚東清及ヒ後具加尔西鉄道ニ在リテモ

同様ノ原因ヨリテ浦塩斯德貨物ト均シ
ク非常ニ重要品ノ停滯スルモノ三千車
ニ達シタリ

斯クテトムスク鉄道ニ於ケル輸送力ノ殺
減ト共ニ隣接鉄道全部ハ實際有ス
ル輸送能力ヲ最大限度ニ發揮スル能
ハス為メニ経済方面ヨリシテ國家ニ對
シ莫大ノ損害ヲ與ヘタリ

若シ西伯利亞鉄道幹線ニ於ケル輸送
ノ斯ノ如キ不調ガ比較的輸送ニ便利
ナル夏季ニ於テ生ゼシテ思ハバ嚴寒ト

大吹雪ガ列車ノ速カト重量ト著シク
減少スル冬期ニ於テ機関車車輛及其
他ノ補助輸送機關ノ修繕モ又大ナル困
難ニ遭遇スバク而シテ日時ニ於テ鉄道
從事員ノ勞力ヲ通例減少スルモノナレバ
日常必需品ヲ秋場並ビニ改露ノ住
民ニ供給スルニ至要ナル鉄道ノ幹線ハ全
ク萎微シ生活ノ源泉トモ稱スヘキ我
極東ハ事實上改露ヨリ裁斷セラレハ
ニ至ル可キハ明白ノ事ナリ
鄰國ヲ救ヒ外敵ノ侵入ヨリ國民ノ自由ヲ

保護スル軍隊ノ戦闘能力ヲ後援スルハ必要
ハ我ガ國民全体ノ擔ヲ又キ重且大ナル使命ナ
レバ如何ナル方法、如何ナル犠牲ヲ拂フテモ單
ニ輸送ラシテ全ク不可能ト至ラシメサルノミナ
ラス全カク傾ケテ速ニ満足スベキ状態ニ恢
復セサル可ラズ

上述ノ事實ヲ考フルト共ニ更ニ存事項即チ
一、浦汶斯德ニ停滯セル貨物、戦線及ビ欧
露トリテ必要ナル一実ニ緊急ノ問題
トナレリ

二、歐羅巴鉄道網ガ甚シク鉄道車輛ノ

必要ヲ感ズル時ニ當リ東方及ビ西伯利亞
幹線ニ於テハ上述ノ原因ヨリテ積載貨
車五ヒト空車ノ著シキ多数ヲ不生産
的ニ停滯セシメ居レリ

三、トムスク鉄道ノ輸送状態ハ数ヶ月互リ
地方的手段ヲ以テシテハ到底除キ得ハ
キモノニアラス、カクテハ西伯利亞他鉄道ニモ影
響ヲ及ボスモノナルヲ以テ當輸送委員會
ハ恐クヤ幹線ヲ有スル此不幸ノ戦フマク
最モ迅速ナル方法ニヨリ即チ二週間以
内ノ期間ニ於テイルクトツスク市(元總督

官邸) 鐵道其他ノ官衙及ビ浦塩斯
德、クロムジノ(チエリヤビンスク)及ビウヤトカニ至
ル第一分岐点) 同鐵道沿線公共團體ヨ
リ選挙ト任命トヨリ選出セラルル代
表會議ヲ召集スルヲ最モ必要ナルモ
ノト認シタリ
多クノ注意ヲ要スルニ鑑ミ左記代表者
即チ

一、東信、黒龍、烏蘇里、後貝加爾
トムスク、オムスク諸鐵道運轉及ビ運
輸各課ヨリ地方中央鐵道委員會ノ

選定ヲ經タル代表者各一名及ビ各鐵道
廳任命ノ代表者一名ツ、

二、浦塩斯德、哈尔賓、チタ、クラスノヤル
ク等鐵道機關車及ビ車輛工場ヨリ地方
鐵道委員會ノ選定ヲ經タル代表者各一
名及ビ工場管理部任命ノ代表者一名ツ、

三、浦塩斯德、哈尔賓、滿洲里、インノケン
テイエフスクーヤ、ノヴオニコラエフスク及ビクロムジ
ノ等ノ各駅ヨリ各二名ノ代表者但シ成ルベク連
絡事務取扱負ツ出スコト

四、西伯利亞地方委員會ヨリ地方鐵道委員

員會選定ノ代表者一名及ヒ全地方委員
會幹部ヨリ一名

五、浦塩斯德、滿洲里、及ヒイルクーツスク

稅関ヨリ選定及ヒ任命ノ代表者各一名

六、オムスク、トムスク、ノヴオニコラエフスク、クラスノ

ヤルスク、知多、哈爾賓、浦込斯德、ハバロ

ウスク、及ヒブラゴウエシチエンスク各市執行委

員會付屬輸送委員會ヨリ各一名ノ代表者

七、浦込斯德貨物保管委員會ヨリ代表者

一名

八、オムスク、トムスク、ノヴオニコラエフスク、クラス

ノヤルスク、イルクーツスク、知多、哈爾賓、浦込

斯德、ハバロウスク及ヒブラゴウエシチエンスク

各市労働者、兵士、農民會ヨリ各一名

ノ代表者

九、オムスク、トムスク、ノヴオニコラエフスク、クラ

スノヤルスク、イルクーツスク、知多、哈爾賓、浦

込斯德、ハバロウスク、及ヒブラゴウエシチエン

スク各市地方執行委員會ヨリ各一名ノ

代表者

ノ出席ヲ請ヒ會議ヲ催スルヲ決議ス

而シテ右會議ノ主題ニ烏蘇里、東清

黒龍、後具加南、トムスク、オムスク等、主要
ナル鉄道幹線状況ノ研究ト各地方ニ於テ
ル現状ノ調査及ビ西伯利鉄道全線、互
リ最大限度迄輸送能力ヲ復興スル
カ爲ソ輸送方法ヲ最モ適當ト且ツ有
利ニ應用スル方法ヲ推究ニ存セリ
本會議ノ任務斯ク重要ナル以テ特ニ
各鉄道ニ任命ヨリ或ハ鉄道委員會ノ
選考ヨリ列席者ハ各所屬鉄道ノ輸
送問題ノ現状並ニ實状、通じ且ツ必
要ナル知識ト材料トヲ具備スル者ヲ
ガレ可ク而シテ斯ノ如キ人物ノ選任ニ對シ
テハ各鉄道ハ勿論其他官衙及ビ公共
団体モ亦大ニ助力セザレ可ク

總會ニ於ケル討議事項

- 一、輸送ニ関スル各所左ノ團體並ニ輸
送概況ヲ各委員ヨリ報告スルコト
- 二、各鉄道ニ於テ西行トシテ受託後未だ
送貨物ノ現在數量及其停滯原因
ノ研究
- 三、西行貨物積載貨車停滯數并ニ

其原因研究

四、綿路、旬配具、状態及其、建設材料、有無、依ル各鉄道、最大輸送能力

五、各鉄道、於ケル實際、最大輸送力但、之實際、輸送力が必然、輸送能力(牙三項参照)ヨリ少ナキトキハ其割合及之レが原因

六、各鉄道、於ケル機関車数
機関車 急行線貨物用列車用 入換用 合計
種別 貨物用車 列車用 入換用 合計
内鉄道用材料運搬列車用、モ、

動輪四軸
 動輪三軸
 多々機関車
 其他
 小計

現在数合計

七、修繕シ要スル機関車数

A 臨時小修繕中ノモノ

修繕品種別	千九百十六年	千九百十七年	八月一日現在調
動輪五軸	四月	五月	修繕中要格数
動輪四軸	五月	六月	
	六月	七月	
	七月	八月	
	八月	九月	
	九月	十月	
	十月	十一月	
	十一月	十二月	
	十二月	合計	

動輪三軸
 タク機園車
 其他
 合計

(備考) 被修繕機園車数ハ分子ヲ以テ示シ
 各機園車修繕作業ノ平均数ハ
 分母ヲ以テ示スコト

八 中修繕中ノ機園車数

第六項ノ表ニ準テ報告ノコト

九 大修繕中ノ機園車数

第六項ノ表ニ準テ報告ノコト

一〇 被修繕機園車ノ総数但シ第六項ノ表ニ準テ報告ノコト

一一 被修繕機園車数ノ場大気ニ付修繕時日増大ノ原因及之ガ預防法

一二 機園車ノ付屬別ノ表ノ共通式ノ何レニヨリ使用セラレ居ルヤ

一三 機園車運転ノコエフシメント (Coefficient)

規定上 實際上

一四 機園車ノ停機

四月	五月	四月	五月
最大	最大	最大	最大
最少	最少	最少	最少
平均	平均	平均	平均

七月 — 七月 —
 機関車ノ停滞時間平均通算定時間ヨリ多
 キトキハ其理由ヲ示スベシ

(備考) 大機関庫ニ於ケル停滞ハ分子ヲ
 以テ小機関庫ノ分ハ分母ヲ以テ
 示スコト

一五、機関庫所在駅ニ於テ交換連結ノ為メ
 健全ナル機関車ニ對シ燃料ノ積込、給水
 同付台ノ使用、油差、機関車乗込貨
 ノ交代其他ノ準備ヲ為ス、時間ヲ費ス
 ノ長ニ於テ障害トナルコトナキヤ、若シテ

リトセハ之ガ預防方法

- 一六、鉄道ノ輸送能力ニ近キ實際ノ輸送力
 ヲ發揮セシメシメ不足ヲ感スル機関車
 數如何程ナリヤ (但シ機関車運轉ノコトニ
 シエントシ及テ要修儀、割合ヲ常規ヲ脱セ
 ガレモノトシ計乗ノ事) 又健全機関車數
 ヲ増大ナラシムルニハ如何ニシテ可ナルヤ
- 一七、機関車修儀、為ソ劣弱者及材料不足
 ノ有無及此等缺員ノ豫防方法
- 一八、機関車用燃料貯在數及其使用見込
 日數、又機関車、運轉場大ノ場合燃料

対スル見込

一、各鉄道、於ケル委託貨物運送用并ニ
 対隣接鉄道貨車交換ノ為ノ平均一昼
 夜以出ノ車数

二、修繕ヲ要スル車輛数

第六七八九項ニ準レテ表ヲ以テ示スコト

二、修繕ヲ要スル車輛数増大ノ原因及其修
 繕日数并ニ之ニ対スル豫防法

二、車輛修繕ノ為ノ労働者及材料不足ノ有
 患及其程度并ニ是ヲ免ル為ノ豫防方法

二、接続状ニ於テ甲鉄道ヨリ乙鉄道ニ

於ケル車輛引継ノ手数及時間ノ省略

二四、直通列車ノ平均營業速度

月次	規定	實際	規定	實際
四月				
五月				
六月				
七月				

若シ實際ノ速度ニシテ規定速度ヨリ少ナキト
 キハ其原因并ニ其レヲ増大スル方法ヲ示
 スコト

二、線路ノ勾配及坂角車ノ牽引力ニ基
 キ重量ニ依リ定メラルル直通列車ノ編成
 但シ千九百十六年及千九百十七年及別トシ夏冬

各季別、車数ヲ示スコト
本報告、各鉄道所定ノ特種表ニ依リ
作成ノコト

二六、概算庫貯在數ニ於ケル列車到着時
ヨリ發車時ニ至ル停車時間ヲ千九百十六
年十七年ノ四、五、六、七各月平均表ヲ示
スコト

二七、西向日各地輸送運令表負合規則、
審査

二八、車輛、貨物及列車、税関検査手續ヲ
簡略ニシ且、時間省略ノコト

二九、各地ニ輸送業務ニ関スル公衆的検査
監督梅園ヲ制定スルコト

三〇、浦汐新徳ヨリ「クロムシーナ」ニ至ル各鉄
道現在輸送概算ノ平均、利用スルノ方
法、研究并ニ各鉄道トモ浦汐發通貨
貨物、列車運轉ノ平均ヲ示シムルコト

三一、梅園車及車輛修繕ニ要スル設備材料ノ現在
數ヲ明カシムルコト

三二、各鉄道ニ於ケル最大輸送能力、究
揮ノ任務、直接關係ヲ有スル鉄道從
事員ノ數并ニ職務上ノ能力ニ関スル

調査
追而右大會ハ本年八月二十日(九月二日)ニ
開催ス全日近ニ各代表者ノ派遣アリ
タシ

執行委員会之代理

テイモフエラ

輸送委員会之長

署

名

東清鉄道従事員職工及労働者同志會ヨリ
全露國輸送協議大會ニ對スル報告書

第一回露西亞全國鉄道會議輸送委員會
ハ輸送状態ノ壞類セル系因テ討議シタル
結果之レガ改善ヲ圖ルベキ最良ノ方法トシテ
各地方毎ニ運輸、車輛、保線及用友ノ
四課ヨリ各一名宛ノ指命代表者ト選出
委員ヲ以テ組織スルハ技術輸送委員會トシテ
特種機關ヲ設置スル必要ヲ認メタリ
前記鉄道會議ノ提案ニ依ル技術輸送委

員會ノ主ナル職能ハ各地方ニ於ケル輸送状
態ノ整理方法ヲ研究シ之レガ指導ノ任ニ
當リ概宜ニ應ジテ最終ノ決斷措ク以テ之
レガ遂行ヲ期スルニ在リ
右各地組織ノ技術輸送委員會ノ構法
ニ関シ提案中明瞭ヲ缺キタル點アル事ハ
暫ク之ヲ措キ鉄道従事員が各々自己
ノ立場ヨリシテ本委員會ノ事業ニ関シ當出
表明スルベキ自覺的動向ト提議權トヲ喚
起スルコトハ吾人ノ大ニ驩迎スル所ナリ
技術輸送委員會ハ平時ニ於テハ例ハバ

線路、車輛及機車等ノ非活動的鐵
道財產ノ整理タル運用ノ圖ルノ意義於
ニ技術輸送改善上大ニ裨益スル所アルハ
キヤ論ナシ、然レドモ目下遭遇シマアル
戰時ノ際ニ斯種ノ重負會ニ過分ノ希
望ヲ囑スルコト或ハ酷ナラン
露國ニ於ケル鐵道輸送狀態ノ紊乱セル
主因ハ當ノ非活動的鐵道財產ノ缺乏ニ
存セシノミナラス活動的鐵道機關ノ缺乏
例ハ從事員ノ所專ノ權利モ保護モ附
與セラレサル情態、鐵道管理當局ノ極

端ナル中央集權主義及之ニ基ク鐵道相
互間ノ隔壁阻隔ヨリシテ牽ヒテハ同一
鐵道ニ於ケル各線ノ艱難杆格等亦再
原因タラザルカラス、抑モ鐵道輸送機
關ノ組織改善ノ事タル先ツ活動的鐵
道財產ヨリ整頓ソカクカラハルコト鐵道
廳官業部長エー、ウエ、ランドスベルグ技師ノ
意見タル最近ノ通告ニ據ルモ明白ナリ
氏ハ曰ク「鐵道ノ秩序壞亂ヲ誘致シタ
ル根本的原因ハ鐵道ニ於ケル上下從事
員ノ諸般ノ業務ニ對スル勞働能率ノ

減退、在リト、而シテ劣働能車ノ減退セシ
所以、最モ明瞭ニシテ其影響ノ最モ著
シキハ不良機関車及不良貨車ノ數ノ著シキ
増加ニ依リテ之ヲ認ムルヲ得ハレ
不良機関車ノ數ハ、恐ルキ歩調ヲ以テ殊ニ
増加シツ、アリ、今右ノ圖スル統計ヲ案ズル
ニ現今東清鉄道ニ於テ運用シツ、アル機
関車ノ數ハ台帳面記載ノ數ニ比シ九百五
拾台ヲ増シ實際運用ニ堪ユル機関車ハ
台帳面ノ數ニ比シ四百五拾台ノ減少ヲ示ス
而シテ目下使用列外ニ在ル機関車ノ總數ハ

實ニ千四百餘台ノ多キニ達ス、修養能カハ
減退其ニ固タリ、而シテ貨車亦同極ノ状態
ニ在ルモノニシテ車輛台帳ニ依レバ従前ニ比シ
四萬五千輛ノ増加ヲ觀タルモノ不良貨車ノ
數ハ二萬二千輛乃至四萬輛ニ達ス、之レ運轉
ノ減速ヲ著シク減殺スル所以タラスニシテ其ガ
貨物ノ運輸ノ實況亦右ノ消息ヲ傳ヘテ餘
リアルモノアリ、即本年五月間ノ統計ト
前年同期間ニ於ケルニ夫レトリ比較スルニ東
清鉄道ニ於テ四拾萬車ノ積殘ヲ爲シ最
近一月半ノ間ニ於テスラ既ニ約貳拾五萬貨車

ノ積砂ヲ生ゼリ、而モ積砂貨物ノ在ナ
モノハ石炭トス、因テ本年夏、於ケル工業
カ輸送力ノ減退、伴ヒ失ヒタル須要燃料
數ハ九千萬布致、達シタルモノアリ（極東鉄道
界雜誌才二四一五号参照）
今米國ノ一新旬「タイムズ」ノ記者、カレライナル
氏ノ在紐育本亞協會機關雜誌「亞細亞」
掲ゲタル露國ノ近状ト題スル記事、徵スル
モ露國鉄道輸送状態ノ壞類顯著ナルヲ云
テ感得セザルヲ得ズ、氏ノ論シテ曰ク「西路
國ニ於ケル鉄道ノ輸送方法ニシテ若

宜ニキリ得タラシニハ日本ヨリ間斷ナク軍需
品ノ供給ヲ受ケ且浦潮港、於テ滞貨ナカシ
ムルカ、如キハ易ク多ルコト、成ス
露國ノ根本的病原即組織的規律ヲ缺ク
ノ一事ハ輸送事業壞類ノ主因ナリ、
合衆國ニ於ケル鉄道輸送上、組織規律
ノ整然タルモノアル露國ノ到底想ヒ及ブヤキ
ト候ズ、且レハ斯ノ缺岳ヲ補フノ業ハ
吾人（米人）ノ容易ト之ヲ為シ得バキモノ
ト候ズ、吾人ノ既ニ露國ノ向テ米
國ニ於テ最モ伎倆アリト稱セラル、三鉄

道専門家ヨリ成ル一事多ク因テ派違セリ、
彼等ハ善ク此ノ難局ニ處スルハ其哉信ジ
テ疑ハズト氏又「若米國ラシテ露
國各鉄道ノ聯接地矣、僅ニ百名ノ手腕
アル監督者又ハ各區担当主任者ヲ配置セ
シメタラシムル露國ハ數十萬ノ兵ヲ配備
スルヨリモヨリ以上ノ効果ヲ齎ラシ得ベシト
組織的規律缺之、批難ハ先ツ西伯利鉄道
幹線ニ對スルモノナルハ勿論ナルモ東清鉄
道亦其批難ヲ全免スルコト難ハハハ
ベキナリ」

露國ニ於ケル輸送事業ノ病源ハ固ク該
米人ノ下ヤル診斷ニ對シ辨歎ノ餘地ナシト
スルモガレテネル氏ノ論ズル治療法ニ對シテ
ハ吾人容易ニ首肯ス可カラズ、露國が自
己體內ノ潛弊如何ヲ試ムルニ先テ外宗
ワリヤラシ(露國歴史ノ最幼ニ於テ王者タルハ他族)
ノ援助ヲ乞フガ如キハ今日ニ於テ採ルべき策
ニ非ズ、退テ東清鉄道ノ立場ヲ明セシガ為
メニハ吾ガ委員ハ宜シク大會議ノ席上ニ於
テ露國各鉄道輸送狀態ノ紊亂ヲ就テ東
清鉄道ノ何事ニ擔、責任ヲ有セザル旨云

昔と表明スルモノト信ハルモノナリ
開戦以來今日に至ル東洋鉄道ノ運輸
成績と対シ公平ナル審判ヲ試ムルハ日鉄
道ハ大體之於テ最モ真面目ニ自己ノ使
命ヲ履行シツ、アリシコトヲ了解スベシ、加
之東洋鉄道技術的作業能力ノ充實ハ單
ニ滿洲港ニ於ケル滞貨輸送ノ大任ヲ全スル
ノミナラズ、猶餘裕ノ豊富ナルモノアル特筆ノ
價値アルモノトス、然ルニ東洋鉄道ニ於
ケル輸送情態が戰時ノ際ニ急遽惡化
シタルハ特ニ記憶スベキ現象トス、而シテ

吾人が最モ奇異トスル所ノモノハ東洋鉄道
が其滿洲港ノ滞貨一掃ノ事業ニ於テ吾
人ノ曾テ最モ想像セザリシ方面ニ於テ意
外ノ困難ニ遭遇セシ一事是也、即露國
交通者ハ總シハ手段ヲ冬ニテ輸送能力ノ
充實ヲ圖ルベキヲ自然ナリトス、吾人が極東
方面ノ運輸機關タル東洋鉄道ノ車輛經
路ニ餘裕アルヲ認メ露國鐵道ノ車輛經
路ヲ一手ニ集中セシムル必要アリトシ理由ノ下ニ
先ツ之ヲ數回ニ分チテ徹底的命令ヲ放シ
セリ、其結果東洋鐵道ノ車輛徑隔ハ

半減シタルハ均ク其輸送力ノ却ラテ従来ノ約
四倍ノ増大セリ
大蔵省ニ直隸シ交通者ハ継子ノ同柄ナル
東清鉄道ハ交通者ハ自己ニ對スル態ニ於テ
甚カ公平ヲ缺クモノアルヲ認メザルヲ得ザリ
交通者ハ東清鉄道ノ正當ナル要請ヲ固却視
シタル例ハ一再ナラズ同省ガ自己ノ不注意ト其
比海運輸機關ノ無能トシテ平共トシテ東清
鉄道ニ豫メ知ルコト屬クナリ、例ハ一九一五
年政府ノ補助ヲ受ケツ、アル黒龍江汽船
貿易会社が浦潮斯德ノ貨物ヲハバローフス

及スレテシテシテシテシテシテシテシテシテ
為サントノ向懸ヲ提出シタル際ノ如キ旧政
府ノ從順ナル一機關タル交通者ハ浦潮方
面ノ輸送ニ當ルマキ但懋未ダ全カラズシテ
斯ナル水陸連帶輸送ノ何等ノ實効ナキヲ
顧ミズ、東清鉄道ノ輸送力十分ナラザルヲ理
由トシ、黒龍江汽船貿易会社ノ請願ヲ實
現セシムルノ要ヲ鉄道會議ニ提議スルヲ敢
テセルが如キ以テ同省ノ東清鉄道ニ對スル態
度ノ如何ニ継子のナルカヲ例証シテ餘リアリト
謂フベシ

又文通者ノ地方機關トシテ貨物ノ分配ニ從事
スル中央輸送委員會及トムスク西伯利輸
送委員會等ノ東清鐵道ニ對スル關係
又甚ク面白カラサルモノアリ、吾人ハ項ヲ
設ケテ如上ノ關係ヲ説明セントスル者ニ非
ズ、唯茲ニ謂ハント欲スルハ最近數ヶ月
前トムスク鐵道ニ故障起リ鐵道間ノ貨
物ノ引継が制限セラレタル際東清鐵道ハ
トムスク鐵道輸送委員會ノ決議ニ依リ
個人貨物ハイルクーツク以西ニ他對ニ度
送スルノ權利ヲ失ヒタルコト是也、之レが爲メ

過般東清鐵道從事會ヨリ羅馬尼亞戰線
ニ慰問品搭載車ヲ輸送シタル時ノ如キ
東清鐵道ハ之レが急送方ニ就キ極力
斡旋シタルニモ拘ラズ舊時代ニ行ハレタル
各地方打切の極メテ緩慢ナル輸送方
法ニ依リ漸クイルクーツクニ送致シ内地以後
又均シク送達ナル方法ニ依ラザルベカラザル
結果ニ齎ラズニ至レリ、
火災ノ難ニ遇
ヒタルハルナール市行糧食モ亦同様ノ
輸送方法ニ依ル、外手段ナルベキニ明
ナル所ナリトス、如斯情態ニ在ル間西伯利大鐵道運輸

事業方針根本的ニ打破改訂セラル、ニ非ズレバ
到底東清鉄道ノ技術的能力ヲ完全ニ利用
セントト想モ寄ラズ、吾人ヲシテ謂ハレムレバ
(哈爾濱、浦沿斯德、兩輸送委員会モ亦恐ラク吾人ト同意見アリ)
西伯利大鉄道ノ事業方針ヲ根本ヨリ打破セン
ガ為ソコハ 第一現在ノ西伯利トムスク線輸送
委員会ヲシテ活躍セシメシガタメ先ヅ日俵
現在ノ輸送委員会ヲ解散シ 過般公布アリ
タル規則ニ基キ至急其新組織ノ設定ヲ努
ムルニアリ、次デ必要トスル所ノモノハ 烏
蘇里、黑龍江、東清及後貝加爾ノ四鉄道

並ニ黑龍江烏蘇里水陸連帶輸送参加汽船
会社ノ運輸事業ヲ統一スベキ 極東地方輸
送委員会ニ特種機關ヲ設置スルニアリ、
而シテ斯種ノ委員会ハ 公共的各國體、鐵
道同盟其他ノ参加ヲ得第一各鉄道ト其
輸送上ノ監督任務、在ル公共及鐵道團
體ノ共同的作業ノ連鎖トナリ 第二ニ西伯利
各鉄道ノ能力ヲシテ其ノ最大限ヲニ迄發揮
セシムベキ方法手段ノ有力ナル研究者トシ且
ツ權威アル其實力者タルヲ得ベシ
今、極東地方輸送委員会ヲシテ迅速ニ組織

10

フルラ得セシノンガ為メ吾人ハ吾ガ鉄道代表者
カ全露國輸送協議大会ノ有力ナル援助ヲ乞
フノ要アルモノナルコトヲ信ズ

吾人ハ極東北方輸送委員会並ニ各地輸
送委員会ノ設立ヲ以テ運輸事業ノ改善
ヲ期シ且ツ全露國輸送協議大会ノ提案セ
ル輸送渋滞ノ原因及之レガ改善方法ニ接
同ノ意ヲ表スルト同時ニ尙口會議ヲ提出東
ニ添上ルニ技術的輸送問題ノ最モ重要ナ
ル事項研究ノ必要ヲ認ムルモノナリ
凡ソ貨物輸送ニ関シ鉄道實務ニ直接接
ア

アルモノ或ハ職務上付等ノ勞力ヲ双肩ニ負フ
運輸課(吾ガ東信鐵道ニ於テハ之ヲ營業課
ト稱ス)ノ業務ノ密接ノ關係ヲ有セシ地位
アルモノハ恐ラク該任事員ノ權能カ其ノ職
務ノ重要ナル責任ト全ク相副ハサルモノアリ
トノ事實トハ想到セラル得サリレナルマシ
昔時專制時代ニ於テハ此等重要ナル任
務アリテ而モ全ク權能ヲ與ハレザリレ下級
從事員ノ不自然ナル地位ニ関シ証明立論
スルノ要アリタルハ事實ナルモ現時ニ於ケル
吾人其ノ改善ノ要ヲ認ムル至リテ明瞭ニシテ

何等論議、要ナカレベシ、輸送業務ニ心身
ヲ勞スル無数ノ鉄道従業者ト其ノ職務
遂行上各種ノ場合ニ對シ、一々詳細ノ説明
ニ與フル諸規則諸遠ノ限リキモアルニ想
到セバ吾人ハ此等無数ノ條項ニ拘束セラル
ル巨事ニ果シテ人ナルカ又機械ナルカヲ
疑ハシムルモノアルニアラズヤ、下級職員ノ地
位ニアリテ自己ノ理意ヲ其ノ職務上ニ加味セ
ントスルガ如キハ到底得テ望ムヲ、車柄ニアラ
ズ、蓋シ高ナル思慮ト判断ノ正確トハ
長官ノ獨專ニ屬スレバナリ、又試ミニ

列車ダイヤグラムヲ見ヨ、甲駅ヨリ乙駅ニ至
ルベキ列車ニシテ僅々五分餘裕時間ヲ加フレ
バ目的タル乙駅ニ達セシメラルベキニ當地偶
々乙駅ニアル貨物列車ノ方向が優先ノ方向
(目下狀況ヲ以テスレバ西行)ナルヲ以テ先ツ乙駅
列車ヲ發車セシメ、在甲駅列車ハ不生産的
多大ノ時間ヲ空費スルノ止ムナキ場合等
屬々之レ有ルヲ認めル所ナリ、但シ常識
判断ニ依リテ斯カル場合規定如何ハ之ヲ措
キ在甲駅列車ノ發送ヲ速カニシ日中著
駅ニ到着セシメ得テラニハ、取卸ノ迅速ナル

ヲ得バク牽ヒテ貨車ノ停滯ヲ防ギ以テ其ノ
運ノ適法ナルヲ得ヤキ論ナキ所トス
鉄道諸規則及規定ハ職負ヲ拘束スルノ甚
シキト同時ニ及則者ノ發見ニ意ヲ致ス極メテ
細密ナリ、下級従事員ノ責任ハ之レヲ問
フニ甚ク周到、立所ニ其及則者ヲ發見シ之
ヲ懲戒シ而モ其適用往々酷シ失ス、殊ニ
運轉車務現業員ニ對スル逆待寒心ニ候
スルモ甚ク多シ、サレバ目下ノ急務トスル所ハ
諸規則、規定及註解等殊ニ實務細則ヲ
改正シ職負ニ行動自由ノ餘地ヲ與ハ職務

ニ應ジ其權能ヲ擴張スルト同時ニ各々其ノ
責任ノ重キヲ自負セシメ之レガ遂行ニ努力セ
シムルト共ニ徒ラニ他ノ為セル過失行為ニ
對シ責任ヲ負ハシムルガ如キ規定ハ之ヲ廢
止改良スルノ要アルヲ認ム
次ニ輸送ノ技術的成效ハ車輛及機関車
利用ノ以拙如何ニ在ルヤ論ナシ、而シテ
各鐵道其通常之ヲ運輸車務所長ニ一任
スル例トセルモ是レ亦最善ノ制度ト謂
フベカラズ、抑モ運轉ノ諸計劃ヲ運輸
車務所長卓上ノ業務タラシメントスルハ過ク

ニシテ斯業ハ實地多ク接近スル運輸係ノ
専門ニ移スルヲ適當トス、現ニ露國
一、二ノ鐵道ハ既ニ此方法ヲ實行シツツアリ、
而シテ該係員ハ相當ノ職權ヲ附與セラル
ベク其受持區域ハ現行ノ運輸監督受持
區、均シカラシムルヲ適當トス、該運輸係
ノ職責ハ其受持区内、發生スル運輸上
ノ各事柄ニ對シ直接監督命令ヲ爲スコト
並ニ從事員ノ運輸、關スル規則及規程實
行ノ間斷ナク督勵スルニアルベシ、斯ノ如ク
監督者ト被監督事務ト接近ヲ計ル

ニ於テ凡テノ作業ハ必要ニ應ジ調節ヤラルベク
職務上ノ缺點ハ直ニ發見セラシ又直ニ相當
ノ方法ヲ以テ之ヲ補ハシ得ベク業務上ノ良
果ヲ見得マキヤ明ナリトス、此ノ場合ニ於テ
初メテ計畫ト實行ノ並行ヲ謀リ得ベク且ツ
從來ノ文書山ヲ爲シ徒ラニ時間ト手數
トヲ費スル弊ヲ一掃シ却テ實務ノ円滑ニ
進接スルヲ認メ得ベシ、但運輸係ニ對
シ其専門事務以外ニ其他ノ雜務ヲ課
シテ却ツテ本務ノ遂行ニ不便ナラシムルガ如キ
コトナキ標注意スベキハ論ヲ俟タズ

以上論ズル所ノ如ク吾人ノ主張セトスルモノハ
運輸監督權ヲ運輸係ニ委シ運輸事務
以長ハ專ラ其管區内ノ人事事務ニ任セシ
ムルニアリ、然ルニ露國現下ノ状況ヲ以テシ
テハ斯カル餘裕ヲ許サザルヲ以テ運輸係ヲ
シテ運輸事務ヲ管掌セシメ運輸事務以長
ノ職ハ廢止シ運輸事務ノ總括ハ課長次席
者ニ運輸管内ノ人事々務ハ課内人事
係ノ管掌ニ任ズルヲ以テ最良ノ方法トス、
本論ヲ終ルニ臨ミ同志會ハ輸送ノ関スル一
層詳細ナル希望ヲ叙述スル能ハカリシテ

遺憾トスルト同時ニ西伯利幹線ノ一端ニ任
スル吾東清鐵道ハ近キ将来ニ於テ前年ノ
協約ニ基クテ南部保ヲ日本ハ割讓同
題又ハ烏蘇利鐵道經理事務ノ政府對
スル返還同意等ノ重大ナル事件ヲ目前ニ
控ヘ居ルモノナルニ想ヒ及サザルヲ得ズ、抑モ
此等ノ問題ハ單ニ地方的事務柄トシテ考フルハ
誤リノ甚クシキモノナルニク、固シク最近各鉄
道總會ニ付議スベキ緊要事ナリト信ズ
ル旨ヲ附記ス
チステヤコフ
ワリユージエニン

露曆一九〇六年七月六日

ニテ支那ノ交通銀行及中國銀行ニ於テ數次ニ
 借入タル銀 銀二百萬留アレドモ之ハ會社ニ保有
 スル金貨二百萬留ヲ以テ何時ニテモ償還シ得
 ベク同人モ亦支那人ノ專横ヲ憤慨シ日本ガ此際
 同鐵道ヲ右領シ適當ニ處分センコトヲ希望セリ
 ホルワットハ其位置ヲ保ツ為メ支那人ト結托
 セリトノ説アリ本官ハ二十一日当地出發補楹經由
 本月末ニ歸朝ノ筈
 (長春經由 七月二十三日後六)

門類項號

機密
 受第 13.4.24

大正十三年四月廿八日 記錄係接受
 大正十三年四月廿八日
 拓殖事務局

通商報課

大正十三年四月廿八日 記錄係接受

13.4.24
 拓殖事務局

大正十三年四月十四日

哈爾濱事務所長

齊公所、鐵部長、經部長、長地、長鐵、
 社外發送先 國際運送大連支店長、同哈爾濱支
 店長、

通商報課
 監理課

滿日支社本報ノ情報ニ依レハ當地局鐵出張所ハ豆粕ノ東行故
 ニ鑑ミ本月十日東鐵代表ノ參加ヲ求メ之レカ對策ヲ擬議シ左記ニ
 依リ新夕リフ留チエツクヲ發行スルニ決セリト

一 總額七萬五千留
 一 發賣開始ハ四月十五日
 一 チエツクノ額由チ五拾金留トシ圓貨ナレハ五拾圓ニテ賣ルコ

尙當地對國商業會議所ニテモ本月八日豆粕ノ東行成ニ就キソイス
キン。カハルキン等ノ相談會アリ席上カハルキンハ
「豆粕ノ東行成ハ大連汽船會社側ノ船賃引下ニ因ルカ故ニ之レ
カ對策ハ義勇艦隊ノ利用ニアリ」トソイスキンハ
「對策トシテハ東島兩線ノ運賃ノ引下ケ又ハ南線運賃ノ引上テ
爲スノ外ナシ」トシ斯クテ結局本問題ハ東鐵ニ對シ對策ノ考
究ト適宜ノ措置ヲ仰クニ決定セリト

青島支取部

(北川)

1-1609

門
類
項
號

普通
14/3.10

在佛國白本大使館

歐第一課

公第六號

大正十四年一月十九日

在佛國白本大使館
特命全權大使 子爵石井 菊次

外務大臣 男爵幣原 喜重郎 殿

原

Wagons-Lits 會社勞農政府ヨリ西比利亞鐵道ニ

列車運轉ノ特權獲得方交渉ノ件

御承知ノ Wagons-Lits 會社ハ歐洲ノ主ナル急行列車ニ堅牢華麗ナル車輛ヲ聯結シ旅客ノ便利ト慰安トヲ計リ居ル現狀ナルカ同會社ノ所有ニ屬スル寢臺車ニシテ舊露國內ニ在リシモノハ革命ト共ニ全部沒收セラレ勞農政府ハ該車輛ヲ自己ノ使用ニ供シ居タル處今般右會社ハ勞農政府

縱込名乘路



在佛國白本大使館

ニ對シ其ノ損害賠償ヲ斷念セルノミナラス更ニ進テ勞農政府ニ多大ノ資金ヲ提供シ反對給付トシテ西比利亞鐵道（浦鹽迄）ニ該會社ノ車輛ノミヨリナル列車ヲ運轉スルノ特權ヲ獲得スル爲目下交渉中ノ由ナリ會社側カ斯ル計畫ヲ爲スニ至リシ所以ハ將來歐洲ト極東方面トノ通商發展ニ伴ヒ短時日ヲ以テ極東方面ニ向フ旅客モ自然増加スルヲ見越シテノコトナリト云フ

右何等御參考迄聞込ノ儘及報告候 敬 具